

○法務委員會

內閣提出法律案（三件）

(衆)は提出時の先議院

番号	件名	議院	付委員会	参議院	衆議院	備考
108 81 国会	108 62 国会	108 52 国会				
民法等の一部を改正する法律案	外国人登録法の一部を改正する法律案	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案				
"	"	(衆)		院議先		
三月	三月	大正三九		月提出		
八月	九月	大正八五		付委員会		
可 決 九〇	可 決 九六	大正九一	議委員 決会			
可 決 九八	可 決 九八	大正九四	議本 院 決議			
七六	七六	大正七八	付委員 員 託会			
可 決 八五	可 決 九四	大正八三	議委員 員 決会			
可 決 八七	可 決 九四	大正八五	議本 院 決議			
百八回国会 衆議院 統一						

衆議院議員提出法律案（一件）

8		番号
律案	件名	
外国人登録法の一部を改正する法		
外坂上富男君 (六三、八二)	提出者 (月日) 付月日	予備送
外坂上富男君 (六三、八二)	本院へ提 出月日	
外坂上富男君 (六三、八二)	付委員会 議委員 決会	参議院
外坂上富男君 (六三、八二)	議本會 決議	
外坂上富男君 (六三、八二)	付委員会 議委員 決会	衆議院
外坂上富男君 (六三、八二)	議本會 決議	
了	備考	

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第五二号）

要旨

本法律案は、簡易裁判所設立後の社会事情の変化にかんがみ、その配置を適正化し、その機能の充実、強化を図るために簡易裁判所の新設、廃止及び管轄区域の変更を行うとともに、市町村の廃置分合等に伴い必要とされる整理をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、人口の増加等により相当数の事件が見込まれる町田市及び所沢市に簡易裁判所を新設する。

二、事件数が著しく減少している小規模簡易裁判所については、三崎簡易裁判所ほか百庁の簡易裁判所を廃止し統合する。

三、東京、大阪、名古屋及び北九州の大都市地域に存する簡易裁判所については、裁判所の人的、物的な執務態勢を強化するため、これらの各都市に所在する十七庁の簡易裁判所を廃止し統合する。

四、裁判所法三十八条に基づく事務の移転により、全く事務を取り扱っていない五日市簡易裁判所ほか二十庁の簡

易裁判所を廃止する。

五、交通の利便等にかんがみ、新島簡易裁判所ほか八庁の簡易裁判所の管轄区域の一部を他の簡易裁判所の管轄区域に変更する。

六、市町村の廃置分合等に伴い、市町村名の変更等所要の整理をする。

七、この法律は、簡易裁判所の新設並びに東京、大阪及び名古屋の各都市の簡易裁判所の統合については政令で定める日から、その他については昭和六十三年五月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、簡易裁判所設立後の社会事情の変化にかんがみ、その配置を適正化し、その機能の充実、強化を図るために簡易裁判所の新設、廃止、管轄区域の変更等を行おうとするものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、町田簡易裁判所及び所沢簡易裁判所を新設する

こと、第二に、五日市簡易裁判所ほか二十庁の事務を取り扱っていない簡易裁判所を廃止し、三崎簡易裁判所ほか百 府の小規模簡易裁判所及び大都市地域に所在する十七庁の簡易裁判所を廃止し統合すること、第三に、新島簡易裁判所ほか八府の簡易裁判所の管轄区域の変更及び市町村の廃置分合等に伴う所要の整理を行うこと等です。

委員会におきましては、簡易裁判所の理念、統廃合の基 準のたて方、受付事務のあり方、統廃合される地域における今後の事件処理の方法及び大都市地域に存する簡易裁判所の一元一序化等につきまして質疑が重ねられましたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して一井委員より、日本共産党を代表して橋本理事より、それぞれ本法律案について反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、守住理事より、簡易裁判所の機能の一層の充実、強化を図ること等を内容とする自由民主

党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民會議、日本共産 党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決 議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とする ことに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

外国人登録法の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第六二号）

要旨

本法律案は、外国人登録制度の適正化及び合理化を図るためのものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、登録等の申請をする場合における指紋の押なつを原則として最初の申請の場合に限ることとし、登録されるい る者と当該申請に係る者との同一性が指紋によらなければ確認できないとき等特に指紋の再押なつを命じられたときを除き、重ねて指紋を押なつすることを要しない。

なお、押すべき指紋は、登録原票及び指紋原紙に押せば足り、登録証明書には指紋を転写する。

二、登録証明書をラミネート・カード型のものに改めるこ

とを前提に、所要の規定を整備する。

その主な内容は次のとおりである。

二、新規登録を受けた者または前回確認を受けた者は、新規登録を受けた日等の後の五回目の誕生日から三十日以内に確認申請を行わなければならないものとし、在留の資格が確認されていない者及び在留期間が一年未満である等のため指紋を押していない者については、新規登録等を受けた日から一年以上五年未満の範囲内において短縮することができる。

四、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

次ページ参照

民法等の一部を改正する法律案（第二百八回国会閣法第八一号）

要旨

本法律案は、養父母との間に実の親子と同様な強固で安定した親子関係を成立させる特別養子制度を新設するとともに、従来の養子制度の改善を図ろうとするものであつて、

一、特別養子制度

- 1 特別養子縁組は、実親による監護が著しく困難または不適当であることその他特別の事情のある六歳未満の子について、家庭裁判所が、養親となる者の六ヶ月以上の期間の監護状況を考慮して、子の利益のため特に必要のあると認めるときに、審判により成立させる。
- 2 養親となることのできる者は、二十五歳以上の夫婦とする。

3 縁組の請求は、養親となる者がするものとし、実親の同意を要するものとする。

- 4 縁組の成立により、特別養子は養親の嫡出子としての地位を取得し、特別養子と実親及びその血族との親族関係は、婚姻障害を除き、終了する。
- 5 離縁は、特別の場合を除き、することができない。
- 6 特別養子の戸籍については、養子について新戸籍を編成した後、同戸籍から養親の戸籍に入籍させる。

二、従来の養子制度の改正

- 1 夫婦の一方でも、養子が未成年者である場合を除き、配偶者の同意を得て、単独で縁組をすることができる。

2

父または母が氏を改めたことにより子が婚姻中の父と氏を異にするときは、子は家庭裁判所の許可を得ないでその父母の氏を称することができる。

三、この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、民法等の一部を改正する法律案は、養子制度の充実等を図るため、従来の養子制度のほかに、子の利益のために特に必要がある場合において、家庭裁判所が、審判により、婚姻障害を除き実親側との親族関係を終了させて、養父母との間に強固で安定した親子関係を成立させる特別養子制度を新設するとともに、従来の養子制度についても、配偶者のある者が縁組をする要件を緩和し、あわせて、親族関係の変更に伴う氏の変更に関する規定の整備等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、指紋押なつ制度の必要性・合理性、登録証常時携帯義務規定の運用、罰則の妥当性等につきまして質疑が重ねられましたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

養子縁組における実親の同意、実の親子関係の断絶、従来の養子制度における夫婦共同縁組要件の緩和等につきまし

て質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わりましたところ、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

代表して猪熊理事より、日本共産党を代表して橋本理事より、それぞれ本法律案について反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、守住理事より、外国人登録制度のあり方についての検討、法運用に当たつての配慮等を内容とする自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。